

# 議会運営委員会会議録

令和5年9月12日(火)

(開 会) 16:30

(閉 会) 17:00

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑  
(1) 議案第58号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議案に対する質疑通告について  
・議案第52号、53号、54号、認定第11号、14号(川上議員)
- 3 意見書案の取り扱いについて  
(1) 健康保険証の存続を求める意見書(案)
- 4 請願の取り扱いについて  
(1) 請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願  
(2) 請願第2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願  
(3) 請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願
- 5 議員定数のあり方に関する調査特別委員会の中間報告及び委員長報告並びに質疑の省略について
- 6 会期日程の変更について

---

## ○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「人事議案」について、執行部に説明を求めます。

## ○市長職務代理者 久世副市長

本日、提案させていただきます「議案第58号」の人事議案1件につきましてご説明いたします。

「議案第58号」につきましては、令和5年12月31日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして提案するもので、西谷とも子氏を、引き続き、同委員の候補者として、推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案1件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

## ○議会事務局次長

ただいま市長職務代理者から説明がありました、議案第58号につきましては、定例会最終日、9月27日の日程1番目、委員会の中間報告、質疑並びに委員長報告、質疑、討論、採決の後に上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決と

していただいております。

ご審議方、よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第52号から54号までの3件、認定第11号及び14号について川上議員より、質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。以上です。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「意見書の取り扱い」について、「健康保険証の存続を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○川上委員

共産党の川上直喜です。8月21日付、事務局受理が8月23日ですけれども、既に送付されております陳情、健康保険証の存続を求める意見書採択についての陳情書が出されております。これについては意見書案も添えての陳情ですので、この際、意見書案としてまとめて上程してはいかかかということで提案しています。陳情団体は福岡県保険医協会となっております。よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、賛否を9月25日、月曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

請願文書表のとおり、請願が3件提出されております。

「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」、及び「請願第2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願」、以上2件は、福祉文教委員会に、「請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願」は、協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

ご審議方、よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご

異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員定数のあり方に関する調査特別委員会の中間報告及び委員長報告並びに質疑の省略について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議員定数のあり方に関する調査特別委員会には、現在、「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第7号 飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の2件を付託しておりますことから、本会議最終日に「議員定数のあり方について」の中間報告、質疑及び「議員提出議案第7号」に係る委員長報告、質疑、討論、採決を行う予定としておりますが、中間報告は、「委員会に付託した事件の審査又は調査の終了前に行われる、中間的な状況を本会議で報告するもの」、また、委員長報告は、「委員会の審査に参加しなかった議員に対し、本会議における意思決定の参考とするために行うもの」と定義されております。

本特別委員会は全議員で構成する委員会であり、改めて審査内容を議員に報告する必要がございませんので、中間報告及び委員長報告を省略していただいております。

なお、委員長報告の省略については、会議規則第39条第3項に「第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。」と規定されておりますので、議長において、中間報告及び委員長報告を一括して省略を諮っていただいております。

また、委員長報告に対する質疑についても、同様の趣旨から行う必要がございませんので、議長において省略する旨の発言をしていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

今、説明のとおり、中間報告については、まだその時期ではないと思われるので、私は省略には同意したいと思うんですけども、委員長報告については、省略をしない場合は、何か問題が生じますか。

○議会事務局次長

委員長報告をしない場合は、問題が生じますかということですが、先ほど申しましたように、委員長報告につきましては、委員会の審査に参加しなかった議員に対し、本会議における意思決定の参考とするために行うものと定義されております。今回、特別委員会につきましては、全議員で構成しておりますので、その報告をする必要がないのではないかとということで、今回こういった提案をしているものでございます。

○川上委員

その論理で必要がないという、今お話そのものは、意味は分かりますけれども、省略しないと何か問題があるかというふうに聞いたわけです。

○議会事務局次長

省略しないと問題あるかということでございますけれども、そういったところも含めまして、会議規則第39条第3項に規定しておりますように、討論を用いないで会議に諮って省略することができるというふうにされておりますので、今回、議長において、そのような取り扱いとしていただいております。

○川上委員

できるということですので、私の質問に対してはですね、何ら問題がないということだろうと思います。そこでですね、今回の調査特別委員会の役割との関係でいえば、設置そのもの、それから調査の対象についてもですね、議会がこういう質疑を、やりとりをしているというこ

とを、市民がユーチューブなどでそのまま見ることができるというのは確かなのですが、委員長がそれらの議論を、質疑のやりとりを、どういうふうに委員長として整理し、確認しているかということ、市民の皆さんが、その都度その都度知ることは、議会がこの調査に当たり、市民の意見を広く聴く、議会の情報を適切に整理して出すという意味から言えばですね、委員長報告については、きちんとやっておく必要があるのではないかと。みんな参加しているんだからという論理は分かるけれども、市民とのキャッチボールという点で言えばですね、委員長報告並びに質疑については、あえて省略する必要はないのではないかとこのように私は思います。

○委員長

確かに川上委員がおっしゃるのも一理あるんですね。正副委員長、正副議長ですけども、議運の委員長等の打合せの中では、委員長報告が必要に駆られる場合、もしくは適宜、適切な場面においては委員長報告をします。当面はしないと。必要に応じてはやるべきときも来るだろうという話合いになっております。

○川上委員

この間の本会議で、委員長の提案は、当初、明日、本会議終了後ということでしたけれども、それについては、市民がいつ始まるか分からない状態で始まっていました、終わってしまいましたというのはよくないことだと。調査特別委員会設置の目的、手法との関係からも、よくなかろうということで、正確に20日の10時からというふうに決めたんですね。これは市民の皆さんも注目しているはずですよ。その点から言えばですね、そういうふうに設定している特別委員会を前にしてですね、議論はするけれども、まとめの報告はしませんが、質疑もありませんと、省略しますというのを、この段階で議会運営委員会が決めてしまうことはですね、我々が今、市民との関係で整理をしていることとは、整合性がとれないし、むしろ逆行ではないかというふうに思うんですね。ここは、やっぱり市民の立場、市民の目線でものを考えて、我々は行動するというのが非常に大事ではないかというふうに思います。どうお考えでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:44

再 開 16:58

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議員定数のあり方に関する調査特別委員会の中間報告及び委員長報告並びに質疑の省略について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和5年第5回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

変更内容でございますが、太枠で囲っております箇所、9月13日の3番目に先ほどご審議いただきました、請願の委員会付託を追加しております。

また、これによりまして、9月15日に福祉文教委員会を追加しております。

次に、9月20日に議員定数のあり方に関する調査特別委員会を追加しております。

最後に、最終日、9月27日の1番目の委員会の中間報告、質疑並びに委員長報告、質疑、討論、採決のところに、福祉文教委員長報告を追加するものでございます。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は9月27日、水曜日、最終日の本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。